

長野県自然エネルギー事業化支援情報データベース
人材バンクシステム運営要綱

環境政策課ゼロカーボン推進室

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、地域主導型の自然エネルギー事業を普及させるため、地域の担い手（以下「地域エネルギー事業者」という。）に、事業の立ち上がりから事業実施・維持管理まで段階別の技術的、制度的、経営的知見等を有する人材を紹介するシステム（以下「人材バンク」という。）を構築し、地域エネルギー事業者をサポートすることを目的とする。

(自然エネルギー事業の意義)

第2条 この要綱における、自然エネルギー事業とは、太陽光、風力、小水力・太陽熱、地熱その他の自然界に存する熱、バイオマスを自然エネルギー源として活用し、発電又は熱利用・供給事業を行うものをいう。

第2章 登録に関する手続き

(登録の申請要件)

第3条 登録を申請できる者は、「自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンク登録基準」（別紙1）に定める基準に該当しうる者とする。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する者は、自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム登録申請書（様式第1号）に、自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム登録者情報シート（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）を添付して、知事に提出しなければならない。その他知事が必要と認める書類がある場合は、この限りでない。

(登録の認定)

第5条 前条の申請に対し、第3条に規定する要件に適合すると知事が認めたときは、人材バンクに登録するものとする。ただし、必要に応じ、知事は、登録申請者との面接を実施できるものとする。この場合、登録に係る旅費等の費用は、登録申請者の負担とする。

(登録の通知)

第6条 前条の規定により登録を決定したときは、自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム登録決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（登録の公表）

第7条 登録者の氏名、所属、居住地、所属、活動できる地域、自然エネルギー種別、支援可能な事業段階、保有資格、公共・公益性のある経歴などに関する情報は、一般の閲覧に供するため、本人の同意を得たうえで、人材バンクのホームページへの掲載等により公表する。

（禁止事項）

第8条 登録者は、人材バンクを利用して、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他の登録者又は第三者を誹謗し、又は中傷する行為
- (4) 他の登録者又は第三者に不利益を与える行為
- (5) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動又はこれに類似する行為
- (6) 人材バンクの運営を妨害する行為
- (7) その他知事が不相当と判断する行為

（登録の変更及び取消）

第9条 登録者は、第4条に掲げる書類の内容に変更があったときは、自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム登録内容変更申請書（様式第5号）に、変更後の内容を朱書き訂正した、自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム登録者情報シート（様式第2号）を、速やかに知事に提出しなければならない。

2 登録者は、登録の取消しを希望する場合には、自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム登録取消申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（登録期間）

第10条 登録の有効期間は、第6条に規定する通知が到着した日の属する年度を第1年度とする第5年度の末日までとする。ただし、登録の取消し希望の申出がない限り、登録期間を継続するものとする。

（登録の取消し）

第11条 知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき
- (2) 当該登録者から取消しを希望する旨の申出があったとき

- (3) 登録者が、第8条各号に掲げる行為をしたとき
 - (4) その他知事が登録の取消しを適当と認めたとき
- 2 前項の規定により登録を取消したときは、自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム登録取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、第7条に規定する登録者に関する情報を抹消する。

第3章 地域エネルギー事業者のサポートに関する手続き

（サポートの対象）

第12条 人材バンクでサポートする地域エネルギー事業者は、次の各号すべてに該当する個人・団体を優先する。

- (1) 地域の人、技術、資金を活用し、地域経済の活性化に資する地域主導型の自然エネルギー事業を立ち上げようとする者
- (2) 事業実施場所が県内であり、県内のエネルギー自給率向上に寄与する取組を行おうとする者

（サポートの申込）

第13条 人材バンクへサポートを申し込む者（以下「申込者」という。）は、人材バンクのホームページより人材の情報を確認し、登録者へ直接連絡する。

- 2 相談に関する条件及び料金は、各登録者が個別に設定するものとし、申込者と調整する。

（活動の通知）

第14条 前条の規定により活動を行った登録者は、当年度末までに自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンク活動報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

第4章 雑則

（個人情報の取扱い）

第15条 人材バンクの運営にあたって入手した個人情報は、長野県個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮しなければならない。第11条の規定により、人材バンクから登録が取り消された個人の情報についても同様とする。

（事故）

第16条 人材バンクの利用又は登録者の情報等から起因して生じた損害に対して、県は一切の責任を負わないものとする。

- 2 登録者は、自己の情報について、他の登録者又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、県は一切関与しない。

(人材バンク利用の注意点)

第 17 条 人材バンクは、地域自ら自然エネルギー事業を行う地域エネルギー事業者の立ち上がりを円滑に支援するため、事業段階別の助言が可能な有識者や専門家等と地域エネルギー事業者とのマッチングを促進することを目的としており、特定の有識者や専門家等の推薦・あっせん等を行うものではない。人材バンクの利用者が責任をもって登録者を選定し、県はそれに起因する損害に対して一切の責任を負わない。

(庶務)

第 18 条 人材バンクに関する庶務は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室が行う。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンク登録基準

下記ⅠⅡ群のいずれかに該当する者とする。

Ⅰ アドバイザー

(各事業段階において、資格等にもとづきアドバイスを行う人材)

【前提条件】

自然エネルギー事業に携わった実績を有する者が望ましい。

- 1 自然エネルギー利用に関連する技術的な資格を有する者
(技術士、建築士など)
- 2 自然エネルギー事業の経営や手続きに関連する資格を有する者
(弁護士、行政書士、土地家屋調査士など)
- 3 自然エネルギー事業のファイナンスに関連する実績等を有する者
※組織の場合は窓口担当者を登録
(金融機関、ファンド会社など)
- 4 自然エネルギー利用に関する研究等の実績を有する者
(大学教授、飯田自然エネルギー大学修了者等)

Ⅱ コーディネーター

(事業の立ち上げから実施、運営まで全体について幅広くコーディネートができる人材)

【前提条件】

国、県、市町村等との連携、協働事業実績(自然エネルギー事業化に関する国、県等との委託契約、補助金の採択又は自然エネルギーに関連する国、県、市町村等の委員就任歴等)を有する

- 1 自然エネルギー事業の実施経験がある者
- 2 自然エネルギー事業のコーディネートまたはファシリテート実績がある者
- 3 自然エネルギーに関連した人材育成プログラム等修了者
(地域主導型事業形成支援事業(環境省)の人材育成を受けた者等)

(様式第1号)

自然エネルギー事業化支援情報データベース

人材バンクシステム登録申請書

長野県知事 様

		令和 年 月 日
住所	〒	
ふりがな 氏名		
連絡先電話番号		
メールアドレス		

長野県自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステムへの登録を希望しますので、次の書類を添えて申請します。

- 自然エネルギー事業化支援情報データベース
自然エネルギーに関する人材バンク登録者情報シート (様式第2号)
- 誓約書 (様式第3号)

(様式第3号)

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

長野県自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステムへの登録申し込みにあたって、下記の事項を誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者が、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しません。
- 2 長野県暴力団排除条例施行規則（平成23年長野県公安委員会規則第5号）第2条に規定する暴力団関係者に該当しません。
- 3 登録者として不適当な行為をする次の者に該当しません。
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて県の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) 長野県自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム運営要綱を遵守しない者
 - (6) その他(1)から(5)に準じる行為を行う者

(様式第4号)

令和 年 月 日

様

長野県知事

自然エネルギー事業化支援情報データベース
人材バンクシステム登録決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった自然エネルギー事業者サポート人材バンクシステム登録申請については、下記のとおり登録を決定したので、長野県自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム運営要綱第6条の規定により通知します。

記

- 登録年月日
平成 年 月 日
- 登録番号
登録番号 ー

(様式第5号)

自然エネルギー事業化支援情報データベース

人材バンクシステム登録内容変更申請書

長野県知事 様

令和 年 月 日	
登録番号	—
住所	〒
ふりがな 氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

長野県自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステムに登録している内容の変更を希望しますので、次の書類を添えて申請します。

- 自然エネルギー事業化支援情報データベース
自然エネルギーに関する人材バンク登録者情報シート（様式第2号）

※変更を証明する書類（写）がある場合は、添付してください。

(様式第6号)

自然エネルギー事業化支援情報データベース

人材バンクシステム登録取消申請書

長野県知事 様

		令和	年	月	日
登録番号	—				
住所	〒				
ふりがな 氏名					
連絡先電話番号					
メールアドレス					

長野県自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステムの登録の取消を希望します。

(様式第7号)

令和 年 月 日

様

長野県知事

自然エネルギー事業化支援情報データベース
人材バンクシステム登録取消通知書

長野県自然エネルギー事業化支援情報データベース人材バンクシステム登録要綱第11条の規定により、下記のとおり登録を取消します。

記

- 登録取消年月日
令和 年 月 日
- 登録を取り消した人材
登録番号 ー
氏名
- 取消事由